

県外避難者の帰郷支援に関する方針について

令和3年4月1日
宮城県震災復興本部

1 目的

宮城県に甚大な被害をもたらした、平成23年3月11日発生 of 東日本大震災の発災以降、本県から県外に避難された方々（以下「県外避難者」という。）の早期帰郷を図るため、本県では、平成25年3月に策定した「県外避難者の帰郷支援に関する方針」（以下「旧方針」という。）に基づき、県外避難者の帰郷支援の取組を実施してきたところであり、震災から10年が経過し、県内の被災地では災害公営住宅の整備が完了したほか、公共インフラの整備や新たなまちづくり等により、県外避難者の帰郷を受け入れる環境は概ね整えられた。

このような状況下、帰郷や避難先への定住を選択するなど、多くの県外避難者が避難生活を終了しているが、個々の事情により避難生活の継続を余儀なくされている県外避難者については、旧方針を改め、引き続き以下の支援を実施する。

2 県外避難者の状況

- (1) 県外避難者数は46世帯87人（令和3年3月11日現在）で、ピーク時の9,206人（平成24年4月）と比較すると約99%減少している。
- (2) 県内の災害公営住宅の整備が完了するなど、帰郷を受入れる環境は、概ね整っている。
- (3) 電話・文書の郵送等による意向確認によれば、本県への帰郷を望む声がある一方、家庭の事情などにより、避難先での定住を望む県外避難者もいる。
- (4) 県外避難者の中には、高齢で持病を抱えている者や、障害等により就労できず、経済的に困窮している者など、いわゆる社会的な援護を要する方がいる。
- (5) 県外避難者の中には、本県への帰郷を希望するが、個々の事情により、避難先での定住や帰郷を決めかねている方もいる。

3 県外避難者の帰郷支援に関する取組

(1) 県外避難者の所在及び意向確認

県外避難者の所在地については、総務省の全国避難者情報システムに加え、本県独自の意向確認調査（電話・文書の郵送・戸別訪問等）により、概ね把握したが、避難生活の長期化や被災元市町の復興事業の進捗などによって、県外避難者の置かれている状況は多様化しており、今後の生活再建に向けた動きも一様ではなくなっている。

このような状況を踏まえ、県外避難者の所在及び意向の確認を継続して行うことにより、避難生活の状況や帰郷意思等について把握するとともに、必要に応じて市町村及び避難先自治体等と連携を図りながら、その把握した情報を、県外避難者の今後の生活再建に向けた支援に活用していく。

【具体的な取組】

イ 県外避難者名簿の更新及び提供【復興支援・伝承課】

県が把握する県外避難者に関する情報を、全国避難者情報システムの情報等に基づき定期的に更新するとともに、被災元及び避難先自治体と共有することにより、県外避難者に関する情報の充実を図る。

ロ 県外避難者の意向確認【復興支援・伝承課】

電話・文書の郵送等により、県外避難者の生活再建に向けた方針を、継続的に確認し、市町村及び避難先自治体と情報共有を図りながら、個々の支援に繋げる。

ハ 避難者交流会等への参加【復興支援・伝承課】

避難先自治体等が開催する交流会等に参加し、県外避難者の生の声を汲み上げて、市町村と情報共有を図るとともに、今後の支援に繋げる。

ニ 全国避難者情報システムの改善等の働きかけ【復興支援・伝承課】

県外避難者の所在地の把握の適切な運用が図られるよう、岩手県や福島県などと連携を図り、国に対して働きかけを行う。

(2) 県外避難者向け情報提供

県外避難者の本県への帰郷を促すため、故郷に関する情報等について、市町村や避難先自治体等と連携を図りながら提供する。

【具体的な取組】

イ 情報紙の送付【復興支援・伝承課】

県外避難者世帯に対して、復興の状況や各種支援等、帰郷への足掛かりとなる情報を適宜、送付する（県広報紙、その他情報紙）。

ロ 避難先自治体等と連携した情報提供等

避難先自治体等と連携し、県外避難者が容易に様々な情報提供等が受けられるよう支援する。

(3) 県外避難者の帰郷支援

県外での避難生活の長期化に伴い、県外避難者の置かれた状況や生活環境は大きく変化しており、各県外避難者の実情に応じた支援に配慮する。また、帰郷後の生活に課題や不安を抱えている県外避難者も存在するため、帰郷後において受けられる支援策の情報提供や相談対応についても、必要に応じて実施する。

なお、具体的に帰郷の目処が立っている県外避難者については、帰郷先となる市町村と連携しながら、スムーズな帰郷ができるよう必要な支援を行う。

【具体的な取組】

イ 県外避難者の意向確認（再掲）

電話・文書の郵送等により、県外避難者の生活再建に向けた方針を継続的に確認し、市町村及び避難先自治体と情報共有を図りながら、個々の支援に繋げる。

ロ 避難者交流会等への参加（再掲）

避難先自治体等が開催する交流会等に参加し、県外避難者の生の声を汲み上げて、市町村と情報共有を図るとともに、今後の支援に繋げる。

ハ 県外避難者帰郷支援相談及び帰郷後における生活支援相談【復興支援・伝承課、関係課室】

県外避難者からの生活や帰郷に関する電話相談，交流会に参加した際の相談や生活再建に向けて活用できる支援制度等の情報提供等を行うとともに，以下の相談先に関する情報の提供を行う。

(イ) お金のこと【復興・危機管理総務課，社会福祉課ほか】

今後の生活再建や帰郷した後の生活における費用面での支援を行う制度等の情報を提供するとともに，必要に応じて各種相談機関への連絡を行う。

(ロ) 住まいのこと【住宅課ほか】

(災害) 公営住宅の情報提供及び相談を行うとともに，必要に応じて帰郷先となる市町村への連絡を行う。

(ハ) 仕事のこと【雇用対策課ほか】

ハローワークと連携するなど，県内における生活の維持・安定に資する雇用・就職機会の創出，仕事探しや就職に向けた各種支援等，帰郷に向けた情報提供・相談対応や帰郷した際の各種支援を行う。

(ニ) 心と身体のこと【保健福祉部関係各課ほか】

心のケアや高齢者の保健福祉，児童の保健福祉などに関する支援制度の情報提供・相談対応や帰郷した際の各種支援を行う。

(ホ) 子育て・教育のこと【教育庁関係各課室ほか】

教育相談（スクールカウンセラー等）や被災した児童生徒の就学支援等に関する支援制度の情報提供，帰郷した際の各種支援を行う。

(4) 市町村及び避難先自治体等との連携

県外避難者の帰郷先である市町村及び避難先自治体等と連携を図り，以下の取組により円滑に帰郷支援を行う。

【具体的な取組】

イ 県外避難者に対する市町村及び避難先自治体等への協力要請【復興支援・伝承課】

県外避難者に対する応急仮設住宅の供与終了を踏まえ，市町村及び避難先自治体等に対して，今後の生活再建に向けた継続的な支援の協力を求める。また，避難先に定住することを選択した被災者については，避難先自治体等から生活支援や心のケア等を引き続き受けられるよう，必要に応じて情報共有を行う。

ロ 県外避難者に係る市町村との情報共有【復興支援・伝承課】

県外避難者の所在確認情報や生活再建に向けた方針，市町村の支援に関する取組状況等の共有化を図るため，定期的な情報交換に努めるとともに，県外避難者への支援に取り組む避難先自治体等に対し，情報提供や訪問などを行い，より効果的な支援の実施を図る。

ハ 避難者交流会等への参加（再掲）

避難先自治体等が開催する交流会等に参加し，県外避難者の生の声を汲み上げて，市町村と情報共有を図るとともに，今後の支援に繋げる。